住民基本台帳ネットワークシステムの利用について

1 住民基本台帳ネットワークシステムとは

住民サービスの向上と行政の効率化を目的として、住民の皆様の居住関係を公証する住民基本台帳の情報のうち、個人を特定するための氏名、生年月日、性別、住所、住民票コードとそれらの変更情報を、全国の地方公共団体が共同して管理するコンピュータネットワークシステムです。

2 住民基本台帳ネットワークシステムのメリット

(1) 住民の皆様にとって

- ・行政機関への申請・届出の際に、住民票の写しが不要になります。
- ・居住する市町村以外でも、住民票の写しを受けることができます。
- ・住民基本台帳カードが、電子証明書や写真付き身分証明書として利用できます。

(2) 行政機関にとって

・行政機関が住民の方の住所、生存情報を確認でき、効率的な行政を行うことが 可能となります。

3 情報セキュリティ対策

住民基本台帳ネットワークシステムでは、個人情報の保護を最も重要な課題と位置づけ、保有する情報や利用目的を限定して、個人情報保護に関する国際的な基準を十分踏まえた上で、制度面、技術面及び運用面などあらゆる面で十分な対策を講じ、外部からの侵入と内部の不正利用を防止しています。

セキュリティ対策 (別紙1)

この結果、平成14年の稼働開始以降、大きなトラブルもなく順調に稼働しています。また、今後ともセキュリティ対策に積極的に取り組みます。

4 住民基本台帳ネットワークシステムの利用

(1) 現 状

現在、山口県では、住民基本台帳法に定められた事務(法第30条の8第1項第1号) について、住民基本台帳ネットワークシステムにある情報(住民基本台帳の情報の うち個人を特定するための氏名、生年月日、性別、住所、住民票コードとそれらの 変更情報。以下「本人確認情報」といいます。)を利用しています。

利用状況 (別紙2)

(2) 都道府県による独自利用

住民基本台帳法では、同法で定める事務のほかにも、県条例で定める事務についても、本人確認情報を利用できるとされています。

すでに、10県(宮城県、秋田県、福島県、茨城県、岐阜県、滋賀県、兵庫県、 鳥取県、島根県、長崎県)が条例を定めて、独自に利用しています。17年度の総 利用件数は、12.0万件、そのうち県税の賦課・徴収等の事務が11.4万件と、利 用件数のほとんどを占めています。

(3) 本県における独自利用の検討案

① 独自利用の検討

山口県でも、本システムの目的である県民の皆様の負担軽減と行政運営の効率化の観点から、条例制定による独自利用について検討しました。

本人確認情報の独自利用の検討について (別紙3)

② 検討結果

従来から関係市町村への住民票の交付請求等で対応している、転居先不明で届かなかった県税の納税通知書のあて先等の調査に、本システムの本人確認情報を利用したいと考えています。

納税通知書等を発送

転居先不明で通知書等が返戻

「変更後」
関係市町に住民票交付を請求 → 住民基本台帳ネットワークシステムで検索

転居先に通知書等を発送 転居先に通知書等を発送

③ 効果

県では、住民票交付請求のための職員人件費、交通費、郵送料が軽減され、 市町では、住民票の写しの発行事務が軽減されます。

住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策

■制度面 … 住民基本台帳法に基づく厳格な制度

- 保有する情報を、本人確認情報(氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード及びこれらの変更情報)に限定(法第30条の5、第30条の11)
- 本人確認情報の提供先、利用目的を、住民基本台帳法で明確に規定(法第30条の30、 第30条の34)
- システム操作者に守秘義務だけでなく刑罰を加重(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)(法第42条)
- 本人確認情報の安全確保措置を義務付け(法第30条の29,第30条の33)
- 住民票コードの民間利用を禁止(法第30条の43)
- 住民票コードは、いつでも変更請求が可能(法第30条の3)

■技術面

- 専用回線でネットワークを構築
- 通信データの暗号化
- ファイアウォールにより、外部からの不正な通信を防止
 - → ファイアウォールは施錠管理されており、異常(鍵のこじ開け等)が発生すると、ただちに全国センターへ通報される。
- 全国センターの「侵入検出装置」により、不審な通信を監視
- 通信相手となるコンピュータの相互認証(不審者でないことを確認)
- 無停電電源装置により、停電時でもシステムを安全にシャットダウン
- ・県サーバを二重化し、一方に障害が発生した場合でも、一方で処理を続行
- 県サーバに耐タンパー装置を搭載
- ICカードやパスワードにより操作者を制限し、業務権限以外の操作は不可

■運用面

- セキュリティ確保のため、システム運用管理規程等を整備
 - → セキュリティ会議の設置、セキュリティ統括責任者等の設置等
- 障害や不正行為発生時に対応すべき「緊急時対応計画」を策定
- ICカードの管理徹底
 - → カードは、カード管理者が施錠可能な保管庫等に保管
- 複雑な暗証番号の設定、暗証番号の適正管理
 - ⇒ 誤った暗証番号を入力した場合、ICカードが使用できなくなるよう設定
- 業務端末へのソフトウェアのインストールを禁止
- 端末操作時の配慮
 - ➡ 離席時のログオフ、出力画面が後ろから容易に見られないような場所への設置
- 出力帳票の管理徹底(厳重な保管)
- 本人確認情報保護審議会の設置(法第30条の9)

利 用 状 況

○:利用している ×:利用していない

			110 64 34
	住民基本台帳法別表第5	状況	利用件数 (H17年度)
1	特定非営利活動促進法に関する事務	×	_
2	労働金庫法に関する事務	×	_
3	貸金業の規制等に関する法律に関する事務	×	_
4	恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)に関する事務	\circ	2,500
5	消防法に関する事務	\circ	4
6	旅券法に関する事務	\circ	26,133
7	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に関する事務	×	_
8	職業能力開発促進法に関する事務	×	_
9	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	×	_
10	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関する事務	×	_
11	家畜商法に関する事務	0	1
12	林業種苗法に関する事務	\circ	0
13	森林法に関する事務	×	_
14	計量法に関する事務	×	_
15	大規模小売店舗立地法に関する事務	0	0
16	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に関する事務	0	1
17	火薬類取締法に関する事務	×	_
18	電気工事士法に関する事務	\circ	421
19	電気工事業の業務の適正化に関する法律に関する事務	×	-
20	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関する事務	×	_
21	建設業法に関する事務	0	0
22	浄化槽法に関する事務	0	1
23	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する事務	0	0
24	宅地建物取引業法に関する事務	0	112
25	旅行業法に関する事務	0	0
26	通訳案内業法に関する事務	\circ	2
27	不動産の鑑定評価に関する法律に関する事務	×	_
28	公営住宅法に関する事務	×	_
29	高齢者の居住の安定確保に関する法律に関する事務	0	0
30	建築基準法に関する事務	X	_
31	建築士法に関する事務	X	_
32	公害健康被害の補償等に関する法律に関する事務	X	_
	·		

○:利用中	15	29,175
×:利用していない	17	
合計	32	

本人確認情報の独自利用の検討について

1 検討対象事務の抽出

(1) 抽出条件

県が行う事務のうち、次の条件 1 又は条件 2 に合致した事務を抽出 「条件 1 1

県条例、規則により住民票の添付をお願いしている事務で、本人確認情報の 4情報(氏名、生年月日、性別、住所)の利用により、住民票の添付が不要に なるもの

[条件2]

市町に対する住民票の公用請求に替えて、本人確認情報の4情報(氏名、生年月日、性別、住所)を利用することにより、事務効率が向上するもの

(2) 抽出結果

No	事務の名称	事務の内容	年間件数	関係部局
1	県税の賦課・徴収に関 する事務	課税等のための住所 照会	16, 000	総務部
2	自動販売機による図書 等の販売等の届出	自動販売機管理者届 等に住民票添付	9	健康福祉部
3	准看護師免許証再交付 に関する事務	再交付申請に住民票 添付	125	IJ
4	高齢者住宅整備資金貸 付に関する事務	貸付申請書等に住民 票添付	18	IJ
5	障害者住宅整備資金貸 付に関する事務	貸付申請書に住民票 添付	5	II
6	心身障害者扶養共済に 関する事務	年金受給者現況届等 に住民票添付	817	II
7	農薬取り締まりに関す る事務	農薬販売届に住民票 添付	3	農林水産部
8	獣医学生修学資金貸付 に関する事務	貸付申請書等に住民 票添付	16	11
9	高等学校入学に関する 事務	入学者等の住民票提 出	10, 000	教育庁

2 投資効率による検討

上記1で抽出した事務について、本人確認情報の利用によるコスト削減効果が費用 を上回る事務を選定する。

(1) 条 件

本人確認情報の利用によるコスト削減効果が費用を上回るには、

① 住民票添付に代える場合は、年間100件以上の利用が必要

費用:端末機等設置費用、端末作業人件費

効果:住民負担額減(住民票交付手数料、人件費、交通費)

② 住民票の公用請求に代える場合は、年間200件以上の利用が必要

費用:端末機等設置費用、端末作業人件費

効果:県(人件費、通信費)、市町(検索人件費)

(2) 結 果

No	事務の名称	事務の内容	年間件数	関係部局
1	県税の賦課・徴収に関 する事務	課税等のための住所 照会	16, 000	総務部
3	准看護師免許証再交付 に関する事務	再交付申請に住民票 添付	125	健康福祉部
6	心身障害者扶養共済に 関する事務	年金受給者現況届等 に住民票添付	817	II
9	高等学校入学に関する 事務	入学者等の住民票提 出	10, 000	教育庁

3 実施に向けての検討

次のとおり検討した結果、<u>当面、県税の賦課・徴収に関する事務について、住民票</u>の公用請求に代えて、本人確認情報を利用したい。

No	事務の名称	検 討 結 果
1	県税の賦課・徴収 に関する事務	利用件数が多く、事務効率化の効果が大きいため、早期に 独自利用を開始したい。
3	准看護師免許証再 交付に関する事務	利用件数が必要数を若干上回る程度であるため、今後の利 用件数の推移をみた上で、判断したい。
6	心身障害者扶養共 済に関する事務	今後制度改正が予想されることから、改正後に検討したい。
9	高等学校入学に関 する事務	住民票提出の軽減と保護者の利益となるものの、年1回の作業が一時期に集中し、端末を設置する県立高等学校が多数(69)あるため、慎重に検討したい。